

受領 令和5年5月31日 16時39分

通告番号(9)1/2

令和6年5月31日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

読谷村議会議員
城間 真弓 印

一般質問通告書

第535回読谷村議会定例会において次の事項の質問をしたいので、会議規則第61条第2項の規定により通告いたします。

| 質問要旨 | 答弁を求める者 |
|---|---------|
| <p>1 村民の権利が保証され、命や暮らしを守り抜く地方自治の実現を！</p> <p>(1) 今年の3月、国会で「地方自治法改正案」が提出された。その改正案の内容は漠然とし、適用範囲が広範にわたり、国の地方自治体に対する権限が強化され、国と地方の対等な関係が損なわれる理由から地方議会で改正案への反対や、慎重な議論を求めるよう意見書が可決されている。地方自治法の改正内容と改正されたことによる影響を読谷村としてどのように考えるか。</p> <p>(2) 今回健康増進センターの指定管理者募集要項の応募資格に「沖縄県内において主たる事務所または事業所を有する」という文言から主たるという文言は省かれ、「沖縄県内において本店・支店を問わず、事業所、営業所を有する」という文言に変更された。その理由を求める。</p> <p>(3) 読谷村のホームページにて4月12日にトリイ通信施設が重要土地規制法の注視区域及び特別注視区域の指定が行われたとお知らせが掲載されていた。この注視区域または特別注視区域に指定されることにより自治体と国との間にどのようなルールが設けられ、村民にどのような規制がかかるのか。</p> | |
| <p>2 次世代に、安全・安心な土壌と水を。読谷村の環境問題と環境保全について。</p> <p>(1) 読谷村の環境保全・再生に向けた具体的な施策と現在行っている取り組みは。</p> <p>(2) 環境保全活動に取り組んでいる村内のボランティアや団体との連帯・強化について本村としてどのように考えているか。</p> | |

| 質 問 要 旨 | 答弁を求める者 |
|---|---------|
| <p>(3) 沖広産業が計画している安定型最終処分所の建設計画について、楚辺自治体から出された「環境保全協定書」の内容は。また具体的にどんな取り決めが交わされたのか。</p> <p>(4) 令和5年12月の一般質問にて、米軍読谷補助飛行場跡地の廃棄物処理問題について、英字で書かれた消火器と日本製の消火器が埋められていたことから、PFASの土壌検査を要望したが、その後の村の対応は。</p> <p>(5) 3月議会で地下水保全条例制定についての請願が否決された。総務常任委員会の報告では読谷村の地下水保全条例制定について、国の法律や沖縄県の条例等で対応できるとあった。本村として地下水保全条例の必要性についてどう考えるか。</p> | |
| <p>3 マイナンバーカードとマイナ保険証の安全性について</p> <p>(1) 6月現在のマイナンバーカードの交付率は。</p> <p>(2) 役場職員のマイナンバーカードの交付率は。</p> <p>(3) 現行の健康保険証の廃止は、当初の任意から、事実上の強制になっている。社会的にもトラブルが絶えないマイナンバーカードや利用率の低いマイナ保険証を、安全・安心の担保が取れない中で強制していく国の流れを、本村としてどのように考え、交付したくないという住民の声に今後はどう対応していくのか。</p> | |
| <p>4 誰もが政治参加できる開かれた議会を目指し、必要に応じて手話通訳の導入ができないか。</p> | |